

悪質

訪問販売に

ご用心

- 「お宅のような大きな家には消火器を設置しなくてはなりません。」
- 「消防法の改正により、一般住宅でも消火器の設置が義務づけられました。」
- 「お宅の消火器は、今の基準に適合していません。新しいものを購入する必要があります。」
- 「お宅の消火器は、定期点検がされていないので無効です。」

このような言葉を巧みに操って、強引な消火器の訪問販売を行う業者があります。不審に思われたときには、はっきり断りましょう。お金は払わずに、消費者センター、警察、消防に相談しましょう。



一般住宅に消火器の設置義務はありません。

消火器を備えていると、もしもの火災に大変役に立ちます。しかし、消火器を設置する義務はありません。強引に購入をすすめるような業者には気をつけましょう。



消防署員が消火器を販売することはありません。

「消防署の方から来ました。」と言って消防署員を装い消火器を販売するケースがありますが、消防署員が消火器を売ることはありません。



トラブル防止のポイント

もしも不審に思われたら、次のことに注意してください。

- ・はっきり断る。
- ・書類(契約書)にハンコを押したり、サインをしない。
- ・相手が脅迫的な言動に出たときは、警察へ通報する。



クーリングオフについて

消費者保護を目的とした訪問販売法では、クーリングオフ(解約権)が認められています。



強引な請求
不適正な点検
悪質
訪問点検に
用心

事業所では…

消火器の不適正な点検や強引な点検料金の請求被害が発生しています。

こんなトラブルが!

トラブル事例①

【工場の場合】

- ・作業服を着た2人の男が、工場の自動火災報知設備と消火器の点検を始め、書類のサインを求めてきた。
- ・いつもの点検業者だと思い込みサインをしたが、話を聞いた上司が不審に思い、点検作業の中止を申し入れた。
- ・点検業者は、事業所はクーリングオフの対象外であること、作業途中であるなどを主張して、請求額の半額の支払いを強く求めてきた。
- ・「警察に通報する」「消防署や弁護士に相談する」ので今すぐには払わないと強く告げると、立ち去った。

トラブル事例②

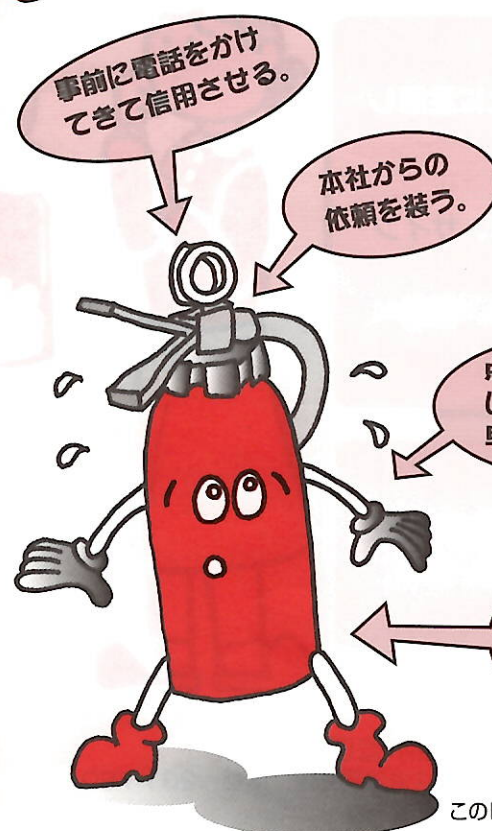
【アパートの場合】

- ・作業服姿の点検業者が数名で消火器などの点検を始め、「消火薬剤の期限が切れているので、持ち帰る。」と言って、返却日を告げ持ち帰る。
- ・返却日を数日過ぎてから持ってきたので「どうして持ち帰る必要があるのか」と問いただしても、そのことには触れず代金を払えと強硬に言いだす。
- ・消防署に提出する点検報告書も作成していましたが、消火器の製造年月日などがデタラメに記載されており、正しい点検を行ったかどうかも疑わしいと感じた。
- ・消防署や警察署に連絡して来てもらい、すぐに消費者センターにも相談したところ、その業者からの代金の請求などはなくなった。

こんなところが狙われる!

- 支店、出張所など出先の事業所
- スーパー・百貨店
- 私立の学校、幼稚園
- 工場、共同住宅、寺社 など

悪質業者の手口
こんなそぶりにご用心!



トラブル防止のポイント

いりません

点検を承諾する前に
契約内容を確認!

もし不審に思ったら…

- ・書類（契約書）にハンコを押したりサインをしない。
- ・はっきり断る。
- ・お金は払わず、警察、消費者センター、消防に相談する。



【企業の営業のための売買契約はクーリングオフの適用除外とされていますが、消防法で設置が定められている消火器の詰替え等については、クーリングオフが適用されるとの高等裁判所の裁判例が示されています。】